

令和2年 第29回  
教育委員会臨時会会議録

令和2年12月22日 (火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2557号  
令和2年第29回臨時会

日 時 令和2年12月22日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	田 邊 真

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2541号 第4回定例会（令和2年4月14日開催）

第2549号 第8回定例会（令和2年8月7日開催）

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について
- 2 港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正について

日程第3 報告事項

- 1 後援名簿等の11月使用承認について
- 2 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について

- 5 図書館の11月分利用実績について
- 6 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について
- 7 図書館・郷土歴史館の1月行事予定について
- 8 1月教育人事企画課事業予定について
- 9 みなと科学館の11月利用状況について

「開会」

○教育長 第29回港教育委員会会議の臨時会の方を開会したいと思います。

なお、中村委員の方から所用により欠席というご連絡がございましたので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。本日の署名委員は、田谷教育長職務代理者をお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2541号 第4回定例会（令和2年4月14日開催）

第2549号 第8回定例会（令和2年8月4日開催）

○教育長 日程第1会議録の承認に入ります。令和2年4月14日開催の第2541号 第4回定例会の会議録、それと令和2年8月4日開催の第2549号 第8回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定をいたしました。

日程第2 審議事項

1 港区教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。「港区教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第113号「港区教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」資料ナンバー1をご用意ください。

初めに資料ナンバー1-3、一番下についています資料を御覧いただけますでしょうか。「港区教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」ということで、審議内容ですけれども、全庁的な対応となりますが、押印の義務づけ廃止、そしてデジタル化に伴いまして、規則で定める各種手続、様式等の見直し、必要な規定整備を行うこととなりました。

1の「改正理由」ですが、1枚めくっていただきまして別紙1を御覧ください。これは区役所改革担当総務課の方で庁内で決定した「押印レスの実現に向けた取組について」という答申です。まず、1番「経緯」の一番最後の段落のところになりますけれども、区ではこれまでも形式的な認め印の押印を廃止するために、平成5年、6年、13年と3回にわたりましてこの義務づけ廃止の取組を行って、全部でこれまで313種類の文書から押印を廃止しています。

2番の方向性になりますが、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとしまして、

国でも推進をしていますが、行政手続の原則オンライン化と併せて申請書等での押印の取扱いを改めて整理することで、認め印等による慣習的な押印を廃止することとなりました。また、これによりまして区民の利便性向上、そして事務の簡素化につながる押印レスを進めてまいります。

具体的には、まず行政手続面で申請書などの原則押印の義務づけ廃止と行政手続のオンライン化で押印レスを実現してまいります。

2 ページ目を御覧ください。(2) の内部手続に関してですが、内部的な意思決定が必要なものにつきましては、電子決裁、あるいは単に情報提供を目的とする手続については、Teams やメールなどで行っていくこととなりました。ただ、(3) にあります契約、支出手続につきましては、押印以外の手段で意思表示が困難な契約、支出について、押印を不要とするため、今後電子契約や電子書面等に向けた検討を行っていくということで整理をされています。

3 番の「進め方」、まず行政手続の関係ですけれども、イの「規定整備」を御覧ください。押印以外の手段が規定されていない場合、原則として令和2年中に規則等を改正し、押印を求めない対応へ移行することとなりました。既に規則等で「署名または押印により」など押印以外の手段を規定している場合は、改正は不要となります。また、申請書などの様式の改正ですけれども、申請書などに丸印、こちらに印を押してくださいというマークがある場合については、このマークを削除する改正を同様に、令和2年中に行うこととなります。

それでは、次の別紙2「押印義務付け廃止の判断基準等について」を御覧ください。実際に押印を廃止していく書類について、個々に判断を行っていく際の基準になりますけれども、まず、1 番「押印の義務付け廃止の判断基準」ということで、次に掲げるもの以外は全て原則押印の義務づけを廃止するというので、その義務づけの廃止の例外となるものが、この枠の中に書かれていますが、

(1)、(2)、(3)、(7) については、契約、支出関係の書類となります。こちらはまだ電子申請等の手続が完成していないので、引き続き押印を求めていくこととなります。また、(4) 法令あるいは他自治体の条例などで押印が義務づけられているもの、また、(5) 第三者へ提出する上で、押印が求められているもの、(6) 実印、登録印、または銀行印の押印を求めているものについては、引き続き押印を求めていくこととなります。これ以外のものについては原則廃止となります。

次に、次のページの2 番目の「署名の可否の判断基準」ということですが、押印の義務づけを廃止しますけれども、署名が必要なものについては次のとおりとするということで、これも法令、条例、通知で署名を義務づけられているもの、あるいは本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの、これについては押印は廃止しますが、署名は求めていくということとなります。下に押印廃止のフローがございまして、押印も署名も不要と判断されるものについては、両方とも廃止をしていくということとなります。

すみません。ちょっとこのページまた後で御覧いただきますので、このまま開いておいていただいて、資料1-3、1 枚目に戻っていただけますでしょうか。2 番「規定整備が必要となる規則」ということで、今回7本の規則などを改正させていただきます。このうち(2) から(7) については、全て様式の改正となります。

改正内容ですけれども、資料の1-2を御覧いただけますでしょうか。新旧対照表となります。下段が現行、上段が改正案で下線を引いたところが改正部分となりますが、まず、港区教育委員会会議規則です。その現行のところを御覧いただきたいのですが、まず、27条の3で請願書、陳情書を提出いただく場合、提出者の住所及び氏名を記載し、押印しなければならないということで押印を求めているところですが、それを上段の改正部分に線が引いてあると思うのですが、まず、「提出者」を「請願者または陳情者」と改めます。また、「請願者または陳情者が署名し、または記名・押印しなければならない」ということといたします。

「記名・押印」を残した理由ですけれども、資料1-3の先程のフロー図のところですが、後ろから2枚目の裏面になりますけれども、3番「押印廃止の判断フロー」図のところを御覧いただきたいと思いますが、まず、これまでは押印を求めていましたので、一番左端の下側です。個人の例で言いますと二つ目の認め印と書いてあるところです。こちらまず押印の義務づけ廃止の判断基準に該当するかというので、先程見ていただいた例外に該当しませんので、こちらは押印の義務づけを廃止するということといたしました。

署名の要否の判断ですけれども、この場合については、間違いなく請願者あるいは陳情者本人によるものであるということ担保する必要がありますので、署名は求めることとなります。その流れの右端を御覧ください。上から三つ目になりますけれども、したがって押印を廃止し、本人の署名が必要となりますが、本人が署名しない場合は、記名・押印も可ということになっていますので、規定上、署名を原則としますが、または記名・押印しなければならないという文言とさせていただきます。

以下、2ページ目以降ですね。こちらにつきましては様式の新旧改正案になっておりますけれども、いずれも4ページ目、これは教育委員会公印台帳ですけれども、使用開始、使用廃止のところに受領者、返還者、丸印の印がありますが、3ページの方を御覧いただければ、そちらを削除して、そういった改正を行っていきたいと思います。

資料1-3の1枚目、1ページ目の方にお戻りください。「施行日」ですけれども、公布の日を規定しています。本日、決定いただきましたらば、明日あるいは明後日中には公布をさせていただきます。

説明は以上ですので、よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第113号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案第113号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 2 港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正について

○教育長 次に港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正についてご説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、審議事項2番、議案第114号「港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正について」ご説明させていただきます。

先程の議案113号が規則でしたが、こちらにつきましては訓令ということでの規則改正です。

初めに資料2-3を御覧ください。審議内容ですけれども、先程と同様押印の義務づけ廃止、デジタル化に伴い訓令で定める各種手続、様式の見直し、規定整備を行うものです。

改正理由につきましては、先程と同様ですので説明は省略をさせていただきます。

2番、規定整備が必要となる訓令ですけれども、1番の港区職員の職務専念義務免除に関する事務取扱規程、こちらは事務局に勤務する職員に係る規程、訓令となります。(2)と(3)こちらにつきましては、幼稚園、小・中学校の教員、また区費も含めた事務、栄養士、事務業務などの職員に適用される部分になります。

それから(4)番の通勤手当支給規程の改正については、幼稚園教諭のみが対象となります。いずれも様式の改正となります。

改正内容ですけれども、資料2-2を御覧ください。1枚めくっていただきまして2ページ、3ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは1番の港区職員の職務専念義務免除の事務取扱規程に係る様式ですけれども、2ページが改正案、3ページが現行です。まず3ページ上段の枠組みの上に、承認権者附属転記という記載がございます。これは内容を確認して、各所属長承認権者が印を押していましたけれども、こちらの部分を廃止いたします。また、申請書の所属職、氏名欄がございますが、そこで丸印、こちらに認め印をするという印がございますが、こちらを削除いたします。この改正に合わせまして規定整備ということで、これまで宛先が「教育委員会殿」となっておりましたが、全庁的に今、この表現を使っていませんので、「殿」を削除いたしまして、「港区教育委員会」とさせていただきます。

以下、主要な様式について、これまで押印を求めていた枠を削除し、氏名欄の丸印の印を削除する、その規程改正を行わせていただきたいと思いますと思っています。

資料2-3の方にお戻りください。4番の施行日ですが、こちらにつきましては令和3年1月1日付で改正を行うといたします。

簡単ですが説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第114号については原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第114号については、原案

どおり可決することに決定をいたしました。

### 日程第3 報告事項

- 1 後援名義等の11月使用承認について
- 2 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 5 図書館の11月分利用実績について
- 6 図書館・郷土歴史館の11月行事実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 8 11月教育人事企画課事業予定について
- 9 みなと科学館の11月利用状況について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

「後援名義等の11月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について」、同じく「各事業別利用状況について」、同じく「11月の事業予定について」、「図書館の11月分利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の11月行事実績について」と、「11月行事予定について」、それと「11月教育人事企画課利用予定について」、「みなと科学館の11月利用状況について」、この9件につきましては、定例報告でございますので、配布資料のとおりとさせていただきます。

各報告事項についてご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○教育長 それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了いたしました。委員の皆様、あるいは職員の皆様から何かございますでしょうか。

○学務課長 学務課から。

○教育長 では、学務課長。

○学務課長 今後、港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則に関しては、地方税法等の一部を改正する法律について、令和3年1月1日から施行される場所ですけれども、国からの通知がまだ届いていないというところで、東京都以下我々の方も今、改正を待っている状況なんですけれども、この最後の教育委員会に間に合わなかったこともありまして、持ち回りでご説明をさせていただいたり、ご対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。追加で申し訳ございません。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。

○田谷委員 幼稚園等が個別に出しているFacebookの管理というのは、どこでやっているのですか。



○教育長 Facebook、Twitterかな。SNS関係。

○田谷委員 SNS関係。

○学務課長 各幼稚園のTwitterに関しては、各幼稚園の方で管理をしていただいて、各幼稚園の行事等を配信してもらうようにしております。

○田谷委員 昨日の今日なので私自身が確認取ってないのですが、三光幼稚園と港南幼稚園の保護者から、最近アップした園のお餅つき大会の画像に、子どもたちの顔がはっきり写っていると言うのですよ。何組でお餅つきをしましたというのが。すみません。これ私は昨日の今日なので確認取れていないのですが、どういうことなのだろうかと、そういうのはよくないのではないかというご指摘がございましたので、担当の学務課でお調べいただきたいなど。誤報であればいいなと思っているのですが、そういうような話が出ましたものですので、ちょっと確認をしていただきたいと思います。

○教育長 学務課長、よろしいですか。

○学務課長 顔が結構分かるような形で写っている学校が、三光幼稚園とか港南幼稚園以外にもあります。ただ、学校の方で確認をして、写してもいいかどうかと普通は許諾を得ているはずなのです。許諾を得ていない子が写っているのであればそれはちょっと問題なので、きちっと確認をした上で、謝罪なり対応なりしなくてはいけないと思います。

ちなみに、学校教育部で子どもを出すときには、イラスト化して誰か分からないような顔にして流したりとかしているのです。そういったことの配慮も必要かなと思いますので、すみません。その方にはきちと。餅つきの日と言いましたよね。

○田谷委員 餅つき。

○学務課長 承知いたしました。ほかにも出ているものもございしますので、三光と港南幼稚園については、全て確認をさせていただいて、対処させていただきます。ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

○田谷委員 それと合わせて、承諾を得ているというようなただし書きをどこかに入れておいた方が、余計な誤解を生まないでいいと思うので、その辺も重ねてよろしく願いいたします。

ご指摘いただいた方には、私の方から責任持って連絡しておきます。よろしくお願いします。

○学務課長 ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○山内委員 先日、港区史の自然編をお送りいただきありがとうございます。あれを拝見していて非常に面白くて、今回の自然編は、かなり地質的なこと、それから気象とか環境に関すること、あるいは自然の植物とか昆虫とか、可視化して分かりやすく編集されていてよかったと思います。あの巻頭に編さん委員長の井奥さんが、ああいう区史というのは作って終わりではなくて、その先が大事だということをお書きになっていますけれども、ああいう自然編のようなものを、今後、例えば教育の中で何かうまく生かしていこうというようなお考えなり、試みなりがあれば、せっかくなのでお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○学務課長 私も星川部長もその前に区史に関わっていたのですが、せっかく港区の歴史を紡いでいる区史なので、子どもたちに教育の現場で使えるようにということで検討をきて、教育委員会でも調整をきていますが、まだ具体的にどういうときに使うかというところまではないです。なので、今後それを具体的に、何学年でどういうところで使うかというのは、これからちょっと検討をきていきたいと思いますが、区史編さんに当たってはそういうことも含めてということで調整をきております。

○山内委員 ありがとうございます。自然編だけでもある意味で地学の視点と、歴史の視点と、それから植物、いわゆる自然に関する植物とか植生のこととか昆虫とか、かなり多面的に勉強できる題材ですよ。一つのことをめぐって歴史、地学、地理、それからその他生物学ですよ。多面的に勉強できる題材なので、これを使ってこんなことができるという一つの事例をうまく作っていく、場合によっては現場の先生方は忙しいので、退職をされたような方に少しお願いして、こんな授業に展開できるというアイデアを作ってくださいと、それが現場で活用できるので、何かそういうこともしてもいいのではないかなと思ながら、今、読んでいるところです。ありがとうございます。

○学務課長 あと1点だけ、今回の通史編ということで、文字を中心とした時代別のもので、図説版ということで、図や絵とかを中心としてコメント的に文章でということは、少し低学年でも読みやすい、見やすいと、身近に感じることができるようなものも出していきますので、それも含めてぜひ活用していきたいと思います。

○教育長 先程の教育会議でもお話がありましたように、通常のカリキュラムに加えて安全安心だと、今回の歴史も含めてという、ちょっと港区独自のものも打ち出していければと思いますので、またよろしくご意見を頂ければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 では、これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時40分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕